

発議案第10号

免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に対し、免税軽油制度の継続を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和2年3月12日提出

提出者 北上市議会総務常任委員会
委員長 藤 本 金 樹

提案理由

免税軽油制度の継続を求めるため、政府関係機関に対し、意見書を提出しようとするものである。

免税軽油制度の継続を求める意見書

農林業や索道事業の経営に貢献してきた免税軽油制度は、平成30年度税制改正により、令和3年3月31日まで延長されています。

免税軽油制度は、農林業用機械を使用する事業者や、ゲレンデ整備車を使用するスキー場経営者にとって大きな支援となってきました。制度が廃止されれば、今でさえ困難な農林業経営、索道事業経営への影響は避けられません。地域産業の振興を図る観点からも、軽油引取税の課税免除の特例措置延長が必要です。

よって、国及び政府関係機関に対し、免税軽油制度を令和3年度以降も継続するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和2年3月12日

岩手県北上市議会

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣官房長官